

令和5年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和5年5月31日（水）

## 令和5年第5回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和5年5月31日（水）午後2時00分

茅ヶ崎市役所分庁舎5階 D会議室

### ○ 議事日程

- 第1 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第2 議案第25号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 第3 議案第26号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第4 議案第27号 相続税の納税猶予に係る現地調査結果について
- 第5 議案第28号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
- 第6 報告第12号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分  
の報告について
- 第7 報告第13号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分  
の報告について

出席委員

1 番 鈴木 邦夫 君  
2 番 原田 勝幸 君  
3 番 高橋 久雄 君  
4 番 石射 祥光 君  
5 番 村越 重芳 君  
6 番 遠藤 信行 君  
7 番 小澤 昇 君

8 番 廣瀬 正実 君  
9 番 三橋 清高 君  
10番 野崎 雅博 君  
11番 阿部 富美 君  
12番 齋藤 和子 君  
~~13番 吉田 恵子 君~~  
14番 石腰 明美 君

欠席委員

13番 吉田 恵子 君

事務局職員出席者

事務局長 岡崎 貴裕 君

局長補佐 伊藤 和範 君

午後 2 時 02 分開会

○議長（原田勝幸君） それでは、ただ今より令和 5 年第 5 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。なお、本日は、13 番吉田恵子委員より欠席届が提出されております。

よって、当総会は、委員数 14 名のうち 13 名の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。5 番村越重芳委員、6 番遠藤信行委員、以上のご両名によろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第 1、議案第 24 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 番案件を上程いたします。

10 番野崎委員より議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○10 番（野崎雅博君） 議案第 24 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、ご報告いたします。

～案件について内容を説明～

令和 5 年 5 月 19 日、担当委員 1 名、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

申請地は、4 筆、いずれも現況畑、合計 703㎡でございます。

申請目的は、駐車場です。農地区分は第 2 種農地、権利関係は所有権の移転でございます。

申請理由としましては、事業拡大に伴い、駐車場として使用するためでございます。

工事計画につきましては、砂利敷舗装とし、雨水処理につきましては、自然浸透処理とします。

以上、よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 24 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 番案件を報告のとおり許可することを決定するにご異

議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長(原田勝幸君) 日程第2、議案第25号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1番案件を上程いたします。7番小澤委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○7番(小澤昇君) 議案第25号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1番案件をご報告いたします。

被相続人がお亡くなりになりましたので、相続人から相続税の納税猶予に関する適格者証明願が提出されたものでございます。

～案件について内容を説明～

令和5年5月12日、担当委員1名、事務局2名と現地を調査してまいりました。

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

1筆、畑、760㎡について相続税の納税猶予を受けたいというものでございます。

耕作状況につきましては、柿、大根、ジャガイモ、玉ねぎ、トマトなどが作付けされておりました。

農機具の保有状況につきましては、耕運機一式でございます。

労働力につきましては、本人61歳、従事日数200日、専業、配偶者66歳、従事日数250日、兼業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長(原田勝幸君) ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐(伊藤和範君) 特にございません。

○議長(原田勝幸君) では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) 「なし」と認め、採決をいたします。議案第25号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1番案件を報告のとおり、証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第3、議案第26号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち、1番から3番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は報告後一括して行います。

1番から3番案件について7番小澤委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○7番（小澤昇君） 議案第26号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち1番から3番案件をご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が、3年ごとに、納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものです。

～1番案件について内容を説明～

令和5年5月11日に、担当委員1名、事務局2名で現地調査をいたしました。

特例農地8筆の耕作状況をご報告いたします。

8筆、いずれも畑、合計4,961㎡につきましては、柿、梅等が肥培管理されているほか、一部では体験農園としてトマト、ネギ、ニラなどが作付けされていました。

農機具の保有状況は、トラクター、耕運機、田植機、その他一式でございます。

労働力は、本人72歳、従事日数250日、専業、子43歳、従事日数150日、兼業、配偶者69歳、従事日数50日、専業でございます。

～2番案件について内容を説明～

令和5年5月15日に、担当委員1名、事務局2名で現地調査をいたしました。

特例農地7筆の耕作状況をご報告いたします。

1筆、畑、1,123㎡は、草が多く、草刈りを指示いたしました。

5筆、いずれも現況畑、合計2,340㎡につきましては、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に規定する認定事業計画に基づく貸付となっており、借主によって、トマト、キュウリ、ナス等が作付けされていましたが、草刈りが必要な農地もあり、草刈りを指示いたしました。

1筆、畑、522㎡につきましては準備中でした。

～3番案件について内容を説明～

令和5年5月16日に、担当委員1名、事務局2名で現地調査をいたしました。

特例農地 3 筆の耕作状況をご報告いたします。

3 筆、いずれも畑、合計967㎡につきましては、小松菜が作付けされているほか準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、耕運機、軽トラック、その他一式でございます。

労働力は、本人66歳、従事日数250日、専業、配偶者66歳、従事日数150日、専業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 2 番案件について、現地調査に行った中で草刈りを指導しております。ご対応いただいているのはお子さんですが、自分で出来るところは草刈りを行ったということで、先週見に行ってきましたが、草が伸びていました。今朝も、お子さんと話をしましたが、6月になってしまいますが、草刈りを依頼するとのことでした。草刈りの確認ができ次第、証明書の発行をすることといたしますので、ご承知おきお願いいたします。

○1 番（鈴木邦夫君） 「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づいて、生産緑地の農地を貸しているのは、茅ヶ崎市には何件あるのか。

○局長補佐（伊藤和範君） 茅ヶ崎市では、2件ありましたが、1件は更新しなかったため、本件のみの1件となっています。

○議長（原田勝幸君） 他に、ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第26号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番から3番案件を報告のとおり証明することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第4、議案第27号、相続税の納税猶予に係る現地調査結果について、1番案件から6番案件を一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後一括して行います。

1番案件及び2番案件は、7番小澤委員より、3番から6番案件は、10番野崎委員より議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

1番及び2番案件について、小澤委員、報告をお願いいたします。

○7番（小澤昇君） 議案第27号、相続税の納税猶予に係る現地調査結果についてのうち、1番及び2番案件をご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者の申告期限からの営農期間が20年を迎える年に、納税猶予の特例を受けている農地等の確認を農業委員会が行い、利用状況を税務署に回答するものでございます。

～1番案件について内容を説明～

令和5年5月12日、担当委員1名、事務局2名で現地調査をいたしました。

特例農地7筆の耕作状況をご報告いたします。

7筆、いずれも畑、合計3,697㎡につきましては、ハウスの解体を予定するなど準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、耕運機、刈払機、田植機、軽トラック、稲キリ機その他一式でございます。

労働力は、本人84歳、従事日数150日、専業、子62歳、従事日数150日、専業でございます。

～2番案件について内容を説明～

令和5年5月16日、担当委員1名、事務局2名で現地調査をいたしました。

特例農地1筆の耕作状況をご報告いたします。

1筆、畑、418.32㎡につきましては、サトイモ、カボチャ、ピーマンなどが耕作されておりました。

農機具の保有状況は、耕運機、軽四輪でございます。

労働力は、本人80歳、従事日数100日、兼業、配偶者77歳、従事日数50日、兼業でございます。以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。続いて、3番から6番案件について、野崎委員、報告をお願いいたします。

○10番（野崎雅博君） 議案第27号、相続税の納税猶予に係る現地調査結果についてのうち、3番から6番案件までを一括してご報告いたします。



～ 3 番案件について内容を説明～

令和 5 年 5 月 15 日、担当委員 1 名、事務局 2 名で現地調査をいたしました。

特例農地 2 筆の耕作状況をご報告いたします。

2 筆、いずれも畑、合計 932㎡につきましては準備中でした。

農機具の保有状況及び労働力は、後ほどの 5 番案件の方とご夫妻でありますので、5 番案件にて併せてご説明いたします。

～ 4 番案件について内容を説明～

令和 5 年 5 月 15 日、担当委員 1 名、事務局 2 名で現地調査をいたしました。

特例農地 13 筆の耕作状況をご報告いたします。

2 筆、いずれも畑、合計 218㎡につきましては、準備中でした。

7 筆、いずれも畑、合計 3,402㎡につきましては、ジャガイモ、玉ねぎ、サトイモ、カボチャ、ブルーベリーなどが作付けされておりました。

4 筆、いずれも畑、合計 1,175㎡につきましては、栗が肥培管理されておりました。

農機具の保有状況は、トラクター、軽トラック、ハンマー、その他一式でございます。

労働力は、本人 69 歳、従事日数 300 日、専業、配偶者 64 歳、従事日数 200 日、専業、子 35 歳、従事日数 30 日、兼業でございます。

～ 5 番案件について内容を説明～

令和 5 年 5 月 15 日、担当委員 1 名、事務局 2 名で現地調査をいたしました。

特例農地 38 筆の耕作状況をご報告いたします。

3 筆、いずれも田、合計 713㎡につきましては、公共事業用地の計画区域内にあり、耕作されていませんでした。

26 筆、いずれも田又は畑、合計 5,274.45㎡につきましては、準備中でした。

6 筆、いずれも畑、合計 3,882㎡につきましては、インゲン、キュウリ、しょうがなどが作付けされておりました。

3 筆、いずれも畑、合計 2,302㎡につきましては、準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、ユンボ、その他一式でございます。

労働力は、本人 87 歳、従事日数 300 日、専業、配偶者 83 歳、従事日数 300 日、専業、子 60 歳、従事日数 200 日、専業でございます。なお、5 番案件の方は、3 番案件の方の配偶者であり、3 番案件の方の特例農地とともに一体として耕作しております。3 筆を除き、農業

経営がなされていることを確認いたしました。

～ 6 番案件について内容を説明～

令和 5 年 5 月 16 日、担当委員 1 名、事務局 2 名で現地調査をいたしました。

特例農地 10 筆の耕作状況をご報告いたします。

4 筆、いずれも畑、合計 2,633.84㎡につきましては、ブロッコリー、サニーレタス、ミズナ、カブなどが作付けされておりました。

6 筆、いずれも畑、合計 3,966.92㎡につきましては、ダイコン、ニンジン、サトイモ、タマネギ、インゲン、ジャガイモなどが作付けされておりました。

農機具の保有状況は、トラクター、耕運機、刈払機、田植機、軽トラ、その他一式でございます。

労働力は、本人 83 歳、従事日数 330 日、専業、配偶者 82 歳、従事日数 300 日、専業、子の配偶者 51 歳、従事日数 60 日、兼業、子 50 歳、従事日数 30 日、兼業でございます。以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 27 号、相続税の納税猶予に係る現地調査結果について、報告のとおり税務署に回答することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第 5、議案第 28 号、令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを上程いたします。

事務局より説明いたします。

○局長補佐（伊藤和範君） 議案第 28 号、令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、事務局よりご説明いたします。

本件は、国の通知に基づき、昨年策定した本市農業委員会の令和 4 年度最適化活動の目標の設定等が昨年度末にどれだけ達成できたかを公表することとなっているため、提案す

るものでございます。

1 ページをご覧ください。

I 農業委員会の状況（5年4月1日現在）につきましては、注釈にて別紙様式1を転記することとなっておりますので、令和4年度最適化活動の目標等についてと同様の記載をしてございます。

2 ページをご覧ください。

II 最適化活動の実施状況の（1）農地の集積につきましては、こちらも注釈にて「現状及び課題」及び「目標」についても別紙様式1を転記することとなっておりますので、同様の記載をしてございます。

③の実績ですが、新規集積につきましては、令和4年度内におきまして、個人3名、法人2社の計5経営体が新規参入し、農地法第3条や農業経営基盤強化促進法に基づく利用権等の手続きを行い、6,394㎡の農地を集積してございます。

農地面積につきましては、耕地面積及び作付け面積統計にて記載されております314haとなっております。

今年度末の集積面積につきましては、現状における、これまでの集積面積から4ha減しておりますが、農業委員会において農地台帳に代わります「農業委員会サポートシステム」という基幹システムを運用しておりまして、住基や固定等の照合作業を行った後、農業水産課にて担い手への面積統計を再度算出した中で67haとなったものでございます。その結果、令和4年度末の時点では集積率が21.3%となり目標に対しましては、93%となったところでございます。

農業委員会の点検結果につきましては、思うように集積が進まなかったことから集積面積を下回る結果となったとして評価をさせていただきました。

次に、（2）遊休農地の発生防止・解消につきましては、③の実績としまして、委員の皆さんに実施していただきました農地利用状況調査の結果及び意向調査の実施を記載しております。④のその他の点検結果としましては、意向調査を行った際に、中間管理機構への貸付の希望申込書を同封させていただきましたので、その旨記載してございます。

（3）新規参入の促進につきましては、③のとおりの実績を記載しております。

2 最適化活動の活動目標の（1）・（2）につきましては、記載のとおりでございます。

（3）新規参入相談会への参加につきましては、営農面談会や法人参入に伴う説明会へ

の出席の実績を記載してございます。

目標の達成状況の評語につきましては、最適化活動を実施する中で、先月ご提出いただきましたA3の様式3にて記載いただいた内容を反映しております。

Ⅲ 事務の実施状況につきましては、令和4年度総会・部会の開催実績や許可事務の処理期間のほか、事務局におきまして、違反对応をした内容を記載してございます。

議案第28号ですが、今回ご承認をいただけましたら、正式に当委員会の令和4年度最適化の活動、その他事務の実施状況としてホームページにて公表する予定となります。

以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） 事務局の説明が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第28号、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、公表することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第6、報告第12号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 8ページ、報告第12号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

1番から5番案件となっており、転用目的は駐車場・共同住宅・住宅敷地でございます。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第12号、農地法第4条第1項第

7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 日程第7、報告第13号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 9から10ページ、報告第13号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

1番案件から15番案件で、転用目的は、住宅敷地のほか、駐車場敷地でございます。

権利関係は、所有権の移転のほか一部地役権の設定でございます。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第13号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和5年第5回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。

午後2時59分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員